

新都市事業者用電気自動車等導入補助金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギー普及促進・地球温暖化対策促進及び災害時等の電源確保対策を目的として、電気自動車等（第2条第1号及び第2号に定める車両等をいう。）を購入及び電気自動車等に充電が可能な充電設備等（第2条第5号及び第6号に定める設備をいう。）を設置する者に対し、予算の範囲内において交付する補助金について、新都市補助金等交付規則（平成17年新都市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とする4輪以上の内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）で、その自動車検査証に燃料の種類が電気であることが記載されているものをいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用する、4輪以上の外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (3) 事業者 法人（国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体が50パーセント以上出資する法人を除く。）又は個人事業主をいう。ただし、自動車の製造、卸売及び販売に係る事業を主たる事業として営んでいる者を除く。
- (4) 初度登録 初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルへの登録（軽自動車にあつては、同法第59条に規定する新規検査）を受けることをいう。
- (5) 充電設備 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）を充電するための設備であつて、次の各号に掲げるものをいう。
 - ア 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10キロワット以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - イ 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10キロワット未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - ウ 充電用コンセント 電気自動車等に付属する充電ケーブルを接続する200ボルト対応の電気自動車等専用のプラグをいう。
 - エ 充電用コンセントスタンド 前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。
- (6) V2H 充放電設備 電気自動車等への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅又は事務所等への電力の供給が可能なものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金は、自らの事業の用に供する目的で新車の電気自動車等を購入し、併せて新規に充電設備又はV2H充放電設備（以下「充電設備等」という。）を設置する事業者であつて、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「補助対象事業者」という。）に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。ただし、既に申請事業所で電気自動車等を所有している場合は充電設備等を単独で設置する事業者に交付できるものとし、充電設備等を設置している場合は電気自動車等を単独で購

入する事業者に交付できるものとする。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有すること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 市長が別に定めるところにより、新城市災害協定を締結している者（交付決定までに締結する見込みの者を含む。）又は当該協定を締結している団体（交付決定までに締結する見込みの団体を含む。）に所属する者であること。

イ 市長が別に定めるところにより、新城市防災協力事業所として登録されており、登録・変更届の協力項目に「④資機材等の提供 その他（非常用電源として電気自動車の提供）」と記入した者（交付決定までに登録又は変更される見込みの者を含む。）であること。

- (3) 当該電気自動車の購入に関し、本市の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けていないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 当該車両を格納及び設備を設置する土地を共有し、又は借用している場合は、当該土地の共有権者又は所有者全員から当該車両の格納及び設備を設置することについて同意を得ていること。
(補助対象車両、設備)

第4条 補助金の交付の対象となる電気自動車等（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号のいずれにも該当する電気自動車等とする。

- (1) 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「振興センター」）が行うクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（車両）の対象として指定し、公開している車両であること。
- (2) 当該年度の交付決定日以後に初度登録を受けるものであること。
- (3) 主に購入する事業者自らが使用するものであること。
- (4) 自動車検査証における使用の本拠の位置が本市の区域内にあること。
- (5) リース車両ではないこと。

2 補助金の交付の対象となる充電設備等（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号のいずれにも該当する充電設備等とする。

- (1) 振興センターが行う充電インフラ整備事業費補助金の交付対象機種として指定し、公開している充電設備、又は振興センターが行うクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（V2H 充放電設備）の交付対象として指定し、公開している充放電設備であること。
- (2) 充電設備等を設置した日（保証開始日）が、当該年度の交付決定日以後であること。
- (3) 未使用のものでリースによるものでないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、電気自動車の車両本体の購入費及び第2条第5号及び第6号に規定する設備の設置とそれに伴う工事費用とする。値引きがある場合は、値引き後の価格を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助対象車両の補助金の額は、300,000円又は車両本体価格に10分の1を乗じた額（千円以下切り捨て）のうち低い方とする。

2 補助対象設備の補助金の額は、100,000円又は設備の設置に係る費用に2分の1を乗じた額（千円以下切り捨て）のうち低い方とする。

3 補助金の交付は、一の事業者に対して、1年度につき各2台を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添え

て、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を当該申請をした者に通知する。
（交付決定内容の変更、取下げ）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、交付決定内容の変更又は取下げを行う場合は、直ちに交付決定内容変更・取下げ承認申請（様式第3号）に第7条における補助金交付申請に係る添付書類のうち、変更に係るものを添えて市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、交付決定内容の変更により補助金の交付決定額を増額することはできない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付決定内容の変更又は取下げを決定したときは、交付決定内容変更・取下げ承認通知書（様式第4号）によりその旨を当該申請をした者に通知する。

（補助金の実績報告等）

第9条 第7条の交付の決定を受けた者は、電気自動車の初度登録の日又は補助対象設備の設置工事の保証書の開始日のうちいずれか遅い日から起算して20日を経過する日、又はその日が交付決定通知を受けた日の属する年度の翌年度となる場合にあっては、当該初度登録又は保証書の開始日の属する翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに補助金実績報告書（様式第5号）に必要書類及び補助対象車両及び設備の設置に係る領収書等の内訳書（様式第6号）を添えて、市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金確定通知書（様式第7号）により当該補助金の確定した額を当該申請をした者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた補助対象事業者は、速やかに補助金交付請求書（様式第8号）による請求をしなければならない。

- 2 市長は、前項の請求により補助金の交付をするものとする。

（協力等）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、当該補助を受けた車両の使用に関する次に掲げる協力を求めることができる。

- (1) 電気自動車の使用状況に関するデータの提供
- (2) 第3条第2号に規定する新都市災害協定又は新都市防災協力事業所としての登録に基づく災害時の協力要請
- (3) その他本市の地球温暖化対策に係る事業に係る協力

（手続代行者）

第12条 補助対象事業者は、第7条の規定による交付申請、第8条の規定による交付決定内容の変更申請、取下げ、第9条の規定による実績報告及び第10条の補助金の請求を、補助対象車両の販売等をする者に代行させることができるものとする。

- 2 前項の規定による代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、速やかにその事務を処理しなければならない。
- 3 手続代行者は、前項に規定する手続の代行により補助対象事業者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の基本理念を尊重し、同法に規定する個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 4 市長は、手続代行者が第2項に規定する手続の代行を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施する。

(財産の管理及び処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助対象車両の初度登録の日から起算して4年間、補助対象車両及び設備を善良なる管理者の注意をもって管理し、使用しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した補助対象車両及び補助対象設備を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 補助金の交付を受けた者は、前項の規定する市長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ補助事業財産処分承認申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は第13条に定める使用の期間を月数に換算したのから既に使用した月数を減じた期間に相当する補助額(1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。)の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月31日をもって廃止とする。